

議第30号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号オ中「又は市立大学の学長」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「〔機構職員〕という。）」の右に「又は公立大学法人京都市立芸術大学（以下本則において「大学」という。）に勤務する者（以下「大学職員」という。）」を、「〔機構〕」の右に「又は大学」を、「の機構職員」の右に「又は大学職員（以下「機構職員等」という。）」を加え、「又は機構」を「〔機構又は大学〕」に改める。

第17条第3項中「機構職員」を「機構職員等」に改める。

附則第4項中「改正給与条例」を「平成19年改正条例」に改める。

附則第5項第1号中「地方独立行政法人京都市立病院機構」の右に「（以下「機構」という。）又は公立大学法人京都市立芸術大学」を加え、「。以下「機構職員」という」を削り、同項第2号中「機構職員」を「機構の職員（役員を除く。）」に改め、附則に次の2項を加える。

6 退職の日において、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成24年 月 日京都市条例第 号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員及び平成24年改正条例附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されない職員に關す

る第3条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）」とあるのは「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、同項第2号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 次に掲げる職員に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

(1) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるもの

(2) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正条例附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されないこととなるもの

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第2項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学の学長に支給する退職手当については、なお従前の例による。

提案理由

公立大学法人京都市立芸術大学の設立の時に於いて当該法人の職員となる本市の職員に対し退職手当を支給しないこととする等の必要があるため提案する。